

米子市における民間事業者等との連携協力に関する基本方針

～時代に即した新たな公共経営への転換を目指した取組～

平成30年4月25日策定

1 趣旨

近年、少子高齢化・人口減少社会の到来や住民ニーズの多様化・高度化など行政を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、行政は、これらの行政環境の変化に的確に対応していくことが求められています。

とりわけ、少子高齢化・人口減少社会の一層の進行、地域経済の低迷や税収減による厳しい財政運営が予測される中において、今後は、行政サービスの提供、公共施設等の整備・運営などの公共経営において、施策や事務・事業をより一層効率的かつ効果的に実施していくことが必要となっています。

このため、多くの地方自治体において民間の事業者や団体など地域の様々な主体と連携協力するなど新たな公共経営のあり方を模索する取組が盛んになっています。

本市の人口は、ここ十数年概ね横ばいで推移し顕著な減少は見られませんが、少子高齢化による自然減は徐々に今後の人口減少傾向を予測させるものとなっていることなどを踏まえ、本市においても、今後より一層の地域経済の活性化や持続可能な行財政運営の構築に向けて、「時代に即した新たな公共経営」への転換をさらに推進することとします。

この基本方針は、民間事業者をはじめとする地域の様々な主体との連携協力に向けた取組を推進することにより、施策や事務・事業の効率的かつ効果的な実施を目指すことを本市の基本原則とすることを明確にするとともに、当該民間事業者等との連携協力の検討に関し基本的な事項を定めるものです。

2 基本的な考え方

本市においては、今後、あらゆる施策や事務・事業において民間事業者等との連携協力の可能性を模索し、その実現を目指すこととします。

(1) 地域の多様な主体との連携と地域資源の有効活用

行政サービスの実施主体は「行政」、その受け手が「住民・民間事業者等」という従来の関係性では、多様化・高度化する住民ニーズに十分かつ継続的に対応することは困難であることから、本市においては、今後、まちづくりへの市民の積極的な参画の促進、NPO法人など民間団体との協働、民間事業者等の効率的・効果的なノウハウの積極的活用、さらには国・鳥取県・他市町村との事務の共同処理、公共施設等の整備・運営等の連携協力を推進するなど、いわ

ゆる「全員参加のまちづくり」により本市と地域の多様な主体との連携を一層推進し、ヒト・モノ・カネなど全ての地域資源の有効活用を図ること。

(2) 地域経済活性化の観点

近年、行財政改革推進の必要性から、民間にできることは民間に委ねることで行政経費の低減を図る民間委託等が全国の行政において積極的に実施され、本市においても、ごみ収集、学校給食等の民間委託、公の施設への指定管理者制度の導入、保育所の民営化などに積極的に取り組んできたところである。

今後、施策や事務・事業の民間委託等を検討する場合においては、地域経済の活性化の観点から、地元でできることは地元委ねることを基本として、専門的な技術やノウハウを必要とするものなどで対応が困難なものを除き、地元の民間事業者等の新たな事業機会の創出や投資の喚起につながることを優先的に検討すること。

(3) 「住んで楽しいまちづくり」の推進

本市は、平成29年4月の現市長の就任に伴い、現行の総合計画などの各種計画を踏襲しつつも、「住んで楽しいまちづくり」を理念にした新たなまちづくりへの取組を推進している。

この理念は、地域の様々な可能性を最大限に引き出しながら心豊かに人生を楽しめるまちをつくるというものであり、その実現には行政と民間による「公民連携」、さらには国・鳥取県・市町村による「公公連携」によるまちづくりが欠かせないものである。

このため、「住んで楽しいまちづくり」を推進する中で、民間の資金・事業提案・経営能力・技術等を市政にこれまで以上に積極的に導入することはもとより、事務の共同処理、公共施設等の整備・運営における連携など国・鳥取県・市町村との多様な連携も検討、実現していくことで「時代に即した新たな公共経営」への転換をさらに強力に推進すること。

3 具体的な検討方法等

民間事業者等との連携協力の具体的検討に当たっては、次の事項に留意することとします。

(1) 検討の対象とする施策及び事務・事業の範囲

民間事業者等との連携協力の検討の対象は、次のいずれかに該当する施策や事務・事業を除き、原則として本市が実施する行政サービスの提供、公共施設等の整備・運営などの全ての施策や事務・事業とすること。

ア 法令に基づき市が直接実施しなければならないもの

イ 許認可等の公権力の行使に当たるもの

ウ 施策等の企画立案、調整、決定などに関わるもので、市が直接判断する必

要があるもの

エ その他公正性及び公平性の確保並びに個人情報の保護に係る措置が特に必要であることなどから、市が直接実施する必要があるもの

(2) 検討の進め方

ア 施策及び事務・事業の点検

民間事業者等との連携協力の具体的な検討に当たっては、対象とする施策や事務・事業について、本市としての関与のあり方、費用対効果など、施策や事務・事業自体の妥当性の点検を併せて行うものとする。

イ 地元の民間事業者等の優先的な活用

上記アの点検により妥当と判断された施策や事務・事業について、地元の民間事業者等の能力及び資源を有効活用し、本市と民間事業者等とが委託、発注、人材派遣、投資、協賛、PPP/PFIなどの様々な方法により連携・協力することができないかを検討すること。

なお、民間事業者等との連携協力の実現に向けて、本市職員を、政府機関、都道府県、経済団体及び金融機関等との連携による「地域プラットフォーム」に参画させることなどにより、PPP/PFIなどの連携協力手法等のノウハウの取得、案件形成能力の向上を図るとともに、施策や事務・事業の実施に関する情報をできるだけ早期に公表することなどにより、地元の民間事業者等に対する積極的な事業参画機会の提供に努めること。

ウ PPP/PFIの推進に係る基本方針・手順解説書の活用

多様な連携協力のうちPPP/PFIの推進については、別に策定した「米子市PPP/PFI手法導入優先的検討の基本方針」及び「米子市におけるPPP/PFI手法導入の優先的検討の進め方（基本方針に関する手順解説書）」の施策や事務・事業への活用を徹底すること。

エ 地元の各種団体等との連携による地域振興の推進

また、具体的な検討に当たっては、単に特定の民間事業者等に本市の施策や事務・事業の実施を委ねるといったことのみならず、当該施策や事務・事業の実施に関係のある地域の各種団体や「産・学・金・官」との連携の可能性も併せて検討するなど、地域の能力・資源の有効活用により、地域が一丸となった地域振興の取組となるように努めること。

(3) 推進体制

民間事業者等との連携協力に向けた取組については、市長を本部長とする「米子市行財政改革推進本部」のもとで、着実な推進を図ります。

なお、具体的な施策や事務・事業についての検討は、行財政改革推進本部事務局（総務部調査課）による支援のもと、所管課が主体的に行うこととします。